

# 財政健全化計画(案)

## 提言される

九月九日(月)に役場で、財政健全化計画(案)が同策定委員会の委員長柿本国弘氏から広江町長に手渡され、町の財政健全化に向けた基本方針などが提言されました。

この策定委員会は、社会経済情勢の変化に対応した健全財政を堅持し、地方分権の時代にふさわしい財政システムを確立するために、町内外の有識者の皆さんを委

員に、効率的な健全財政運営の推進に必要の計画を策定することを目的に設置されたもので、今年四月から九月までの六カ月間、町の財政健全化策を慎重に研究検討され、その結果が健全化計画(案)としてまとめられました。

財政健全化計画(案)の概要は、次のとおりです。

計画案を町長へ手渡す柿本委員長



### 今後10年間の一般会計歳出総額の縮減計画

年 度	平成13年度 歳出総額 (決 算)	平成15年度	平成16年度 ~平成20年度	~平成23年度
目標数値	100%	90~95%	80%	標準財政規模
歳出総額	63.6億円	57~60億円	50億円	50億円未満

- 第1 財政健全化計画の期間  
平成十四年度から平成二十三年度までの十年間
- 第2 財政健全化計画の基本方針  
1 緊急的対策として、平成六年度から引き続き実質単年度収支の赤字を解消する。
- 2 計画期間に、歳出総額を標準財政規模に近づけるとともに、公債費などの後年度負担に対処するための財源を基金積み立てにより確保し、財政力の回復を図る。
- 3 上記の歳出縮減計画は、平成十三年度の一般会計歳出総額(決算)を基準(100%)として平成十五年において同額の五割、十割の支出を削減し、平成十六年度から平成二十年

度までの五年間で更に十割、十五割の支出削減に努め、平成二十年度において概ね二十割を減額した総額五十億円程度の歳出規模に抑え、最終的に平成二十三年度までに標準財政規模に限りなく近い数値とする。

- (1) 歳出縮減に当たっては、行財政改革により歳入歳出全般に見直しをかけ、歳入面でその財源確保に向けた産業振興施策に配慮する一方で、徹底した歳出削減を図る。その際特に当町の経常収支比率が極端に高く、警戒基準を大幅に超えていることを念頭に、経常経費の抑制に当たりながら、財政体質の改善を図る。
- 4 各特別会計においては、独立採算による健全財政を堅持するものとし、一般会計からの財政支援的繰出しは原則行わない。
- (1)5 これらの実現のためには、行政の責任分野を再検討・再構築
- (2) NPOやコミュニティ組織の活用をはじめPFI方式の採用など民間活力の導入を検討
- (3) 行政評価(事務事業評価)をはじめ行政コスト計算書、バランスシートなどの公会計システム等分析指標の導入
- (4) 組織機能が十分に発揮でき

るシステム、いわゆる職員活性化を含む人事制度改革の実施

(5) 顧客志向、成果志向、市場競争原理の導入

これらのことを実践しながら、費用対効果を考慮した経営の効率化、定員適正化の見直しによる人件費の抑制など経常経費の削減に努め、住民参画や積極的情報公開により「住民の理解と支援、協力」のもと笠松町独自の姿勢を打ち出し、「新行財政改革」を推進する。

用語の説明

実質単年度収支  
実質的な黒字要素や赤字要素を控除した単年度収支で、実質収支から前年度実質収支及び基金取り崩し額を控除し、基金積立額などを加えた額

標準財政規模  
地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、法定普通税等の税収見込額に地方交付税額を加えたもの。

経常収支比率  
人件費、扶助費、公債費等の義務的経費の地方税、地方交付税など経常一般財源収入に占める割合で、地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われるもの。この数値が高いほど財政が硬直化している。

NPO  
市民活動等の特定非営利活動を行うことを主たる目的とした団体をいう。

PFI  
従来、公共部門が実施していた社会資本整備などの公共サービスを民間部門の資金を導入して民間事業者を中心に実施する方式

バランスシート  
貸借対照表。特定時点の企業の財政状態を、資産と負債、および資本の内容がわかるように一覽表にしたもの。